

現任校に留まりたい方も、他校への異動を希望する方も

人事異動の希望は明確に伝えましょう！

今年度、人事異動を希望する方、県教委のいう「計画交流（初任4年以上、2校目以降9年以上）」の対象者の方は、すでに、「異動をしたい」「留まりたい」の希望は、10月末から11月中頃までに提出も終え、校長より一定のお話（異動・残留の可否など）がきていたり居ると思います。

異動について、校長・県教委に一任という方は別ですが、現時点で書類を提出しながら、自分には何らお話が無いというのであれば、一度、校長に聞いてください。

最終的に校長が何も知らない人事はありません。今年で退職の校長であっても、来年度の校内人事を検討します。校長が生徒指導部長に決めていた方を県教委の一方的な指示で異動となると職場が混乱するからです。

なお、人事異動の希望は、明確に Yes No を伝えてください。

◎ 3月（内示直前）まで的人事の流れ

1月中旬：異動希望者についての校長同士の人事の相談が終了し、計画交流人事と一体で進みます。

2月中旬：県教委計画交流に関する校長への打診（第一次ヒアリング）。計画交流により異動対象となっている方の氏名が校長に提示されます。

3月上旬：県教委計画交流に関する校長への打診（第二次ヒアリング）。計画交流人事作成がほぼ終了した時点での最終的な校長への確認。この時点でも、校長がきっぱり断れば本人の意に反する人事異動を止めることができます。

県教委へ異動をさせない旨の意見具申をお願いしてください。

「計画交流該当者で異動を希望しない方」

県教委から異動の打診がないかどうかを校長に定期的に確認し、異動の打診があった場合は明確に断り、校長から県教委へ異動をさせない旨の意見具申をお願いしてください。

なお、初任の方は、4年を超えていても、現任校に残ることが可能になっています。

「高年層の異動、再任用者の勤務校について」

校長が、高年層に、計画交流の対象者として機械的な異動を押しつけたり、希望していないのに、現任校とは別の学校での再任用を押しつけようとしたりする事例がありました。また、再任用期間があることを理由として高年層に異動を迫る校長もいますが、これは誤りであると県教委は明言しています。

本人が希望しない再任用者の勤務校変更は、当該校で再任用者が多すぎる場合に限られ、本人に充分な説明が必要と、県教委と確認しています。

◎ 統廃合による過員解消の人事

高教組は「過員解消対象者には、丁寧な事情聴取をおこない、当該職員の意向を尊重すること」と要求をしています。統廃合で教職員を機械的に異動させる人事には問題があります。

「異動希望者で計画交流該当者の方」

校長間の人事終了後は計画交流人事となります。

① 異動希望を取り下げる方

校長に異動希望の取り下げを明確に伝え、県教委へ意見具申を依頼してください。

② 異動を希望する方

定期的に校長に進捗状況を確認し、意に反する異動の打診があった場合は明確に断り、校長から